

9 情報公開条例の非公開情報との整合について

厚木市個人情報保護条例	厚木市情報公開条例	改正個人情報保護法
(保有個人情報の開示義務) 第18条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1) 開示請求者（第16条第2項又は第3項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人をいう。以下この号及び次号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により若しくは他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの（開示することにより、開示請求者以外の特定の個人の正当な権利利益を害するおそれがあるものに限る。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外個人の正当な権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 イ 法令等の規定に基づく許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であつて、開示することが公益上必要であると認められるもの ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 エ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分	(行政文書の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。 (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 法令等の規定に基づく許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 エ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条	(保有個人情報の開示義務) 第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職

厚木市個人情報保護条例	厚木市情報公開条例	改正個人情報保護法
(2) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、事業によって消費生活に及ぼし、又は及ぼすおそれのある危害を防止するため、開示することが必要であると認められる情報その他の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの (3) <u>個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であつて、開示することにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの</u> (4) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国の機関等との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に著しい支障が生ずるおそれがあるもの (5) 実施機関又は国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は処分権限を有する指定管理者の財産上の利益又は当事者として	に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに処分権限を有する指定管理者に属する者をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分 (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び処分権限を有する指定管理者を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、事業によって消費生活に及ぼし、又は及ぼすおそれのある危害を防止するため、公開することが必要であると認められる情報その他の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの (3) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国の機関等(国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。)との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの (4) 実施機関又は国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の	及び当該職務遂行の内容に係る部分 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの 四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報 五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすお

厚木市個人情報保護条例	厚木市情報公開条例	改正個人情報保護法
の地位を不当に害するおそれ ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は処分権限を有する指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ (6) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報 (7) <u>法令等の規定により、開示することができないとされている情報</u>	適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は処分権限を有する指定管理者の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は処分権限を有する指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ (5) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報 (6) <u>法令等の規定により、公にすることができないとされている情報</u>	それがあるもの 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（」とあるのは、「掲げる情報（<u>情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。</u>）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準

厚木市個人情報保護条例	改正個人情報保護法	改正個人情報保護法
		ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該 <u>情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの</u> （」とする。

10 行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る手数料について

厚木市個人情報保護条例	改正個人情報保護法
規定なし	(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等) 第百九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。 一 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。） 二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。 3 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。 4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。 (提案の募集) 第百十一条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第一項の提案を募集するものとする。 (行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案) 第百十二条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。 2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。 一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名 二 提案に係る個人情報ファイルの名称 三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数 四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項 五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容 六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間 七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置 八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項 3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。 一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面 二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

厚木市個人情報保護条例	改正個人情報保護法
	(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結) 第百十五条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。 (行政機関等匿名加工情報の作成等) 第百十六条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。 2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。 (作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等) 第百十八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。 2 第百十二条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百十五条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十二条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十四条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。 (手数料) 第百十九条 3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。 4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。 附 則 (行政機関等匿名加工情報に関する経過措置) 第七条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第百十条及び第百十一条の規定の適用については、当分の間、第百十条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であつて、」と、第百十一条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

11 口頭による開示請求について

厚木市個人情報保護条例	改正個人情報保護法
(開示請求の特例) 第29条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第17条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。	規定なし 【参考】 (開示請求の手続) 第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

12 責務規定について

厚木市個人情報保護条例	改正個人情報保護法
(実施機関の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、職員に対する研修その他の個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、個人情報の重要性について市民の意識啓発に努めるなど、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。 (実施機関の職員等の責務) 第4条 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。 2 実施機関の職員は、その職権を濫用して職務の用以外の用に供する目的で個人情報の収集、複製及び加工をしてはならない。 (事業者の責務) 第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の基本的人権の侵害の防止に必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。 2 市が出資その他財政上の援助を行う法人であって、市長が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、当該出資その他財政上の援助の公共性にかんがみ、その保有する個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。 (市民の責務) 第6条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにしなければならない。 2 市民は、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。 (受託者等の責務) 第15条 受託者等（受託者及び処分権限を有しない指定管理者をいう。以下同じ。）若しくは受託者等であった者又は受託業務等（受託業務及び処分権限を有しない指定管理者が行う管理業務をいう。以下同じ。）に従事している者若しくは従事していた者は、当該受託業務等に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。	(地方公共団体の責務) 第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。 (安全管理措置) 第二十三条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 (安全管理措置) 第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務 二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務 (従事者の義務) 第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第百七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

13 死者の個人情報について

厚木市個人情報保護条例	改正個人情報保護法
(開示請求権) 第16条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 死者と一定の身分関係等を有する次に掲げる者（以下「相続人等」という。）は、この条例及び実施機関が別に定めるところにより、実施機関に対し、相続した財産、相続以外の原因により取得した権利義務、カルテ、介護等に関する当該死者を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 (1) 死者の相続人 (2) 死者の親権者 (3) 死者の配偶者（婚姻の届出をしてないが当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹 (4) 死者の介護をしていた者 (5) 前各号に掲げる者のほか、審査会の意見を聴いた上で、実施機関が認める死者の関係者 (訂正請求権及び利用停止請求権) 第31条 3 相続人等は、第16条第2項の規定による開示請求をすることができる死者を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき、又は前項各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正又は利用停止を請求することができる。	規定なし 【参考】 (定義) 第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

14 運用状況の公表について

厚木市個人情報保護条例	改正個人情報保護法
(運用状況の公表) 第50条 市長は、毎年、この条例の運用状況について、公表するものとする。	(施行の状況の公表) 第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。 2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

15 規則で定める事項について

厚木市個人情報保護条例	改正個人情報保護法施行令
(費用負担) 第30条 保有個人情報の開示の手續に要する費用は、無料とする。 2 開示請求に係る保有個人情報（第28条第1項の規定により保有個人情報を複写したものを含む。）の写し等の交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。	(写しの送付の求め) 第二十八条 4 地方公共団体の機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該地方公共団体の規則で定める方法により納付しなければならない。